

労働安全衛生法における特殊健康診断の健診項目に関する
今後の検討の進め方（案）

1 これまでの経緯及び今後の基本方針

○有機則、鉛則、四アルキル鉛則、特化則の健康診断項目の全般的な見直しに関しては、「特殊健康診断の健診項目に関する調査研究委員会報告書」（平成20年3月、中央労働災害防止協会）を基に、平成20年～23年に検討を行い（第1回、第3回、第4回、第5回、第7回、第8回の検討会）、第8回検討会では中間報告書（案）の検討を行った。

○報告書のとりまとめに向けて、今回の検討会（第12回）から改めて議論を再開することとする。

○今後の議論に当たっては、中間報告書（案）の検討以降に、1, 2-ジクロロプロパンの健診対象・健康管理手帳対象への追加、クロロホルム等10物質の有機溶剤中毒予防規則から特定化学物質障害予防規則への移行などがあったことを踏まえ、必要な検討を追加する。

2 追加検討事項

（1）有機溶剤中毒予防規則

- ①健診項目を、一次健診と、その結果に基づいて医師が必要と認める場合に行う項目と二次健診に明示的に分けることについて
- ②肝機能検査の要否（再検討）について

（2）鉛中毒予防規則

- 健診項目を、一次健診と、その結果に基づいて医師が必要と認める場合に行う項目と二次健診に明示的に分けることについて

（3）四アルキル鉛中毒予防規則

- ①健診項目を、一次健診と、その結果に基づいて医師が必要と認める場合に行う項目と二次健診に明示的に分けることについて
- ②健診の頻度（現行は3か月以内ごとに1回）の変更の必要性の有無について

(4) 特定化学物質障害予防規則

- ①特別有機溶剤に係る肝機能検査の要否（再検討）について
- ②特別有機溶剤のうちトリクロロエチレンについて、腎臓がんを考慮した健診項目の追加の要否について
- ③シアン化カリウム、シアン化水素、シアン化ナトリウムについて、一次健診、二次健診に分けて健診項目を規定することについて

(5) 石綿障害予防規則

- 石綿に係る健康診断に、他の物質と同様に「作業条件の簡易な調査」を追加することについて